

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第1章 総則
(用語の定義)

第3条 この任意約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～31 (略)	(略)
32 IP通信網県間区間伝送路	中継局ルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、収容局ルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、契約者を収容し事業者毎の振り分け機能を有しないものをいいます。以下同じとします。）と対向するものをいいます。以下同じとします。）と他の中継局ルータとの間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号ロに規定する都道府県の区域をまたがるもの

第8章 料金等

第2節 接続料金の支払義務
(定額制の網使用料の支払義務)第15条の2
1～3 (略)

料金表

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(2) (略)	(略)

新

第1章 総則
(用語の定義)

第3条 この任意約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～31 (略)	(略)
32 IP通信網県間区間伝送路	中継局ルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、収容局ルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、契約者を収容し事業者毎の振り分け機能を有しないものをいいます。以下同じとします。）と他の中継局ルータとの間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号ロに規定する都道府県（以下、「西日本全域」といいます。）の区域をまたがるもの
33～35 (略)	(略)
36 接続対象地域	相互接続通信を行うことができる地域

第8章 料金等

第2節 接続料金の支払義務
(定額制の網使用料の支払義務)第15条の2
1～3 (略)

- 4 IP通信網県間区間伝送機能第6欄に適用する最低利用期間は、当該機能の利用を開始した日（ポート単位とします。）から起算して5年間とします。
- 5 協定事業者は、前項に規定する最低利用期間内にIP通信網県間区間伝送機能第6欄の利用を終了した場合は、別表3（違約金）に規定する額に、消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

料金表

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(2) (略)	(略)

(3) IP通信網県間 区間伝送機能に係る 料金の適用	(略)
-----------------------------------	-----

(3) IP通信網県間 区間伝送機能に係る 料金の適用	ア (略) イ 2 (料金額) 2-3 第6欄イ欄に規定する料金については、接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE方式で接続する場合であって、下記全ての相互接続点で接続する場合に適用します。 (ア) 接続対象地域を京都府とする大阪府内の相互接続点 (イ) 接続対象地域を奈良県、滋賀県、和歌山県、石川県、福井県及び富山県とする兵庫県内の相互接続点 (ウ) 接続対象地域を岐阜県、三重県及び静岡県とする愛知県内の相互接続点 (エ) 接続対象地域を岡山県、山口県、鳥取県、島根県、愛媛県、香川県、徳島県及び高知県とする広島県内の相互接続点 (オ) 接続対象地域を熊本県、鹿児島県、長崎県、大分県、佐賀県、宮崎県及び沖縄県とする福岡県内の相互接続点 ウ 2 (料金額) 2-3 第6欄に規定する機能を既に利用している接続事業者が、相互接続点及び接続対象地域(以下、この欄において、「接続構成」といいます。)を変更する場合には当該接続構成の変更が完了するまでの間、変更前の料金を適用します。
-----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 料金額

2-1~2-2 (略)

2-3 IP通信網県間区間伝送機能

区分		単位	料金額	備考
IP通信網県間区間伝送機能	接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続し、IP通信網県間区間伝送路を利用して伝送を行う機能	LANインタフェースにより100Mb/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)
		ATMインタフェースにより135Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	(略)	
		Iインタフェースにより1.5Mb/s又は6Mb/sの符号伝送が可能なもの	(略)	
		LANインタフェースにより1Gb/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)
		LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)

2 料金額

2-1~2-2 (略)

2-3 IP通信網県間区間伝送機能

区分		単位	料金額	備考
IP通信網県間区間伝送機能	接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続し、IP通信網県間区間伝送路を利用して伝送を	(1) LANインタフェースにより100Mb/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)
		(2) ATMインタフェースにより135Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	(略)	
		(3) Iインタフェースにより1.5Mb/s又は6Mb/sの符号伝送が可能なもの	(略)	
		(4) LANインタフェースにより1Gb/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)
		(5) LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)

		L A N インタフェースにより 100Gb/s の符号伝送が可能なもの	1 ポートごとの 100Gb/s の符号伝送ごとに月額	9,210,000 円	I P o E 方式により接続を行う事業者に適用します。
--	--	--------------------------------------	-----------------------------	-------------	------------------------------

別表 1～2 (略)

行 っ 機 能	(6) L A N インタフェースにより 100Gb/s の符号伝送が可能なもの	ア 大阪府内の設置場所において接続する場合 (接続対象地域は西日本全域とします。)		1 ポートごとの 100Gb/s の符号伝送ごとに月額	9,210,000 円	I P o E 方式により接続を行う事業者に適用します。
		イ ア 以外の 場合	(7) (イ) 以外の 場合	1 ポートごとの 100Gb/s の符号伝送ごとに月額	9,210,000 円	
			(イ) 最低利用期間を適用する場合	1 ポートごとの 100Gb/s の符号伝送ごとに月額	8,290,000 円	

別表 1～2 (略)

別表 3 違約金

1 適用

区 分	内 容
(1) 違約金の適用対象	違約金は、2 (違約金の額) に掲げる費用に適用します。

2 違約金の額

区 分	違約金の額
協定事業者が、第15条の2 (定額制の網使用料の支払い義務) 第4項に規定する、2-3 IP通信網県間区間伝送機能第6欄イ (イ) 欄の利用を開始した日から5年を経過する日までに、接続を終了した場合の違約金	利用を終了した日から、利用を開始して5年が経過する日までの期間の2料金表第1表 (接続料金) 第1 (網使用料) 2-3 第6欄イ (イ) 欄に係る料金に相当する額

附 則 (平成 31 年 3 月 8 日西設相制第 000181 号)

この改正規定は、平成 31 年 3 月 8 日から実施します。